

根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入

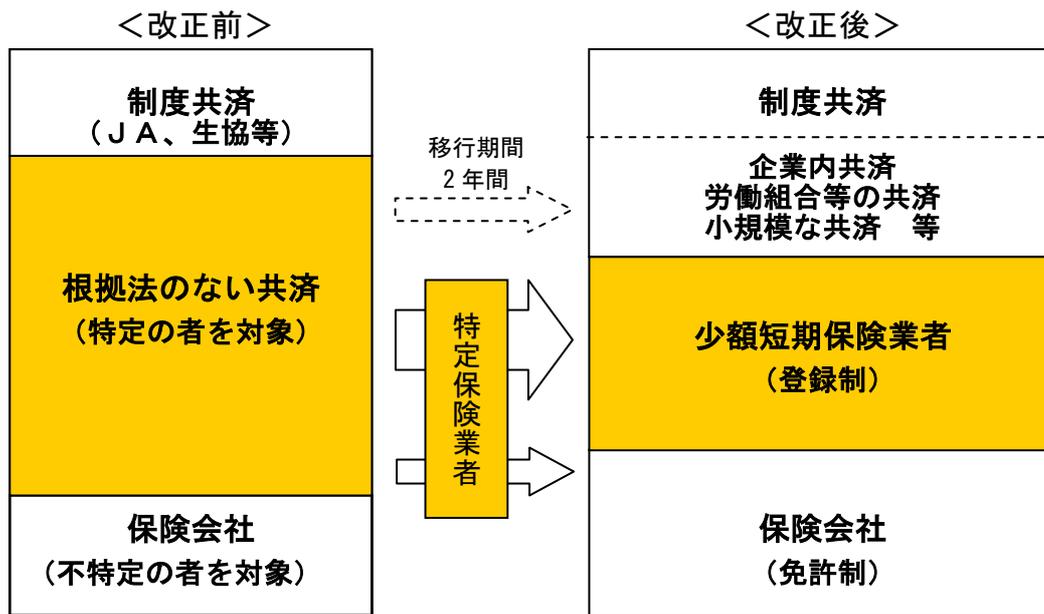
～平成17年保険業法改正（平成18年4月施行）～

<改正前>

- 保険業法は不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業が対象。
- 任意団体等で特定の者に対して保険業類似の事業を行うものについては、法規制や監督官庁がない。（JA共済等の制度共済は別途の規制あり。）

<改正後>

- 契約者保護の観点から、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業に、原則として保険業法の規定を適用。
- 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（＝少額短期保険業者）を創設。
- 既存の事業者には、2年間の移行期間を設ける等所要の経過措置。
- 法施行後5年以内に、少額短期保険業制度等について検討を行い、必要な措置を講ずる。



		少額短期保険業者	保険会社
参入要件	免許・登録	登録制	免許制
	最低資本金	1,000万円	10億円
	事業規模等	年間收受保険料50億円以下	制限なし
	取扱商品	少額（1,000万円以下）、短期（2年以内）、掛捨てに限定	制限なし
行為規制等	資産運用	安全資産に限定	制限なし
	その他	情報開示、募集規制、責任準備金、検査・監督 等	